

平成 18 年 12 月 11 日

各 位

不動産投資信託証券発行者
ケネディクス不動産投資法人
代表者名 執行役員 宮島大祐
(コード番号 8972)
投資信託委託業者(資産運用会社)
ケネディクス・リート・マネジメント株式会社
代表者名 代表取締役社長 宮島大祐
問合せ先 財務企画部長 田島正彦
TEL . 03-5288-7629

規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

ケネディクス不動産投資法人(以下「本投資法人」という)は、平成 18 年 11 月 22 日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成 19 年 1 月 25 日に第 3 回投資主総会を開催する予定であり、平成 18 年 12 月 11 日開催の役員会において規約一部変更及び役員選任に関して、下記のとおり決議しましたのでお知らせいたします。

なお、下記の事項は平成 19 年 1 月 25 日に開催する本投資法人の第 3 回投資主総会の決議により有効となります。

記

1. 規約一部変更について

変更の理由は以下のとおりです。

- (1) 平成18年5月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)等の投資法人に関わる法令が改正されたことにもない、本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るために所要の変更を行うものです。
- (2) 本投資法人の本店を千代田区から港区へ移転するために変更を行うものです。なお、移転時期は、本投資主総会の決議によって規約の変更が承認された後、役員会にて決定する予定です。
- (3) 本投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものです。
- (4) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行うものです。
- (5) 投信法の改正において、今後、短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、変更を行うものです。
- (6) 監督役員の定員の上限を1名増加するものです。
- (7) その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

(規約変更の詳細については、添付の「第3回投資主総会招集ご通知」を参照下さい。)

2. 役員選任について

提案の理由は以下のとおりです。

- (1) 執行役員宮島大祐より、平成 19 年 1 月 31 日をもって一旦辞任する旨の辞任届が提出されていますので、あらためて執行役員 1 名を選任するものです。
なお、この執行役員 1 名の選任に関する議案は、本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。
- (2) 監督役員児玉公男及び鳥羽史郎より、平成 19 年 1 月 31 日をもって一旦辞任する旨の辞任届が提出されていますので、あらためて監督役員 2 名を選任するものです。
- (3) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、補欠執行役員 1 名を選任するものです。なお、この補欠執行役員 1 名の選任に関する議案は、本日開催の本投資法人役員会において、本投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。

(役員選任の詳細については、添付の「第3回投資主総会招集ご通知」を参照下さい。)

以上

投資主総会の日程

平成18年12月11日	投資主総会提出議案承認の役員会
平成19年1月9日	投資主総会招集通知の発送(予定)
平成19年1月25日	投資主総会開催(予定)

添付資料：第3回投資主総会招集ご通知

- * 本資料の配布先：兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会
- * 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.kdx-reit.com>

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 平成18年5月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投信法」という。）等の投資法人に関わる法令が改正されたことにともない、当投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るために所要の変更を行うものです。
- (2) 当投資法人の本店を千代田区から港区へ移転するために変更を行うものです。なお、移転時期は規約変更案第40条に記載のとおり、規約変更の承認を得た後役員会にて決定する予定です。
- (3) 当投資法人の設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、現状では不要となった文言を削除するものです。
- (4) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行うものです。
- (5) 投信法の改正において、今後、短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、変更を行うものです。
- (6) 監督役員の定員の上限を1名増加するものです。
- (7) その他、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第1条（商号） 本規約で設立する投資法人は、ケネディクス不動産投資法人（以下「 <u>本投資法人</u> 」という。）と称し、英文ではKenedix Realty Investment Corporationと表示する。	第1条（商号） <u>本投資法人は</u> 、ケネディクス不動産投資法人と称し、英文ではKenedix Realty Investment Corporationと表示する。
第3条（本店の所在する場所） 本投資法人は、本店を東京都 <u>千代田区</u> に置く。	第3条（本店の所在する場所） 本投資法人は、本店を東京都 <u>港区</u> に置く。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第5条（発行する投資口の総口数）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の発行する投資口の総口数は、200万口とする。 2. （記載省略） 3. 本投資法人は、第1項の投資口数の範囲内において、役員会の承認を得て投資口の追加発行ができるものとする。当該投資口の追加発行における1口当たりの発行価額は、本投資法人に属する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な価額として役員会が承認する価額とする。 <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、投資口の名義書換（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）への記載又は記録を含む。以下同じ。）、質権の登録及びその抹消、投資証券の再発行その他の手続並びにその手数料については、法令又は本規約の他、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第7条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額） 本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。</p>	<p>第4条（公告の方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第5条（発行可能投資口総口数）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の発行可能投資口総口数は、200万口とする。 2. （現行どおり） 3. 本投資法人は、第1項の発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得て、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができるものとする。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいう。）1口当たりの発行価額は、発行日毎に均等に定めるものとし、本投資法人の保有する資産（以下「運用資産」という。）の内容に照らし公正な金額として執行役員が決定し、役員会が承認する金額とする。 <p>第6条（投資口の取扱いに関する事項） 本投資法人が発行する投資証券の種類、投資主名簿（証券保管振替制度による実質投資主（以下「実質投資主」という。）に関する名簿（以下「実質投資主名簿」という。）を含む。以下同じ。）への記載又は記録、投資証券の再発行その他の手続及びその手数料については、法令又は本規約のほか、役員会の定める投資口取扱規則による。</p> <p>第7条（最低純資産額） 本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>その開催場所を東京都各区内として、2年に1回以上開催する。</u> 2. （記載省略） 3. 投資主総会を招集するには、<u>会日から2か月前に会日を公告し、会日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。</u> <p>第12条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の<u>投資主</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 2. （記載省略） <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>投資主総会に出席しない投資主は、書面によって議決権を行使することができる。</u> 2. 書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 (新設) 	<p>第9条（招集）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本投資法人の投資主総会は、<u>原則として2年に1回以上開催する。</u> 2. （現行どおり） 3. 投資主総会を招集するには、<u>投資主総会の日から2か月前に投資主総会の日を公告し、投資主総会の日から2週間前に各投資主に対して書面にて通知する。ただし、かかる総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ないことができる。</u> <p>第12条（議決権の代理行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主は、本投資法人の議決権を有する他の<u>投資主1名</u>を代理人として、議決権を行使することができる。 2. （現行どおり） <p>第13条（書面による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法令で定める時まで当該記載をした議決権行使書面を本投資法人に提出して行う。</u> 2. <u>前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。</u> <p>第14条（電磁的方法による議決権の行使）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>電磁的方法による議決権の行使は、法令で定めるところにより、本投資法人の承諾を得て、法令で定める時まで議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により本投資法人に提出して行う。</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第14条 (みなし賛成)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成したものとみなす。 2. 前項の規定に基づき議案に賛成したものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第15条 (基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算期から3か月以内の日を会日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）に記載された投資主又は登録質権者をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主又は登録質権者とする。 2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載されている投資主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき投資主又は登録質権者としてすることができる。 	<ol style="list-style-type: none"> 2. 前項の規定により電磁的方法によって行使した議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第15条 (みなし賛成)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。 2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなされた投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。 <p>第16条 (基準日)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 決算期から3か月以内の日を投資主総会の日とする投資主総会を開催する場合、本投資法人は、直前の決算期の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、その招集に係る投資主総会において権利を行使することのできる投資主とする。 2. 前項のほか、本投資法人は、必要があるときは、役員会の決議を経て法令に従い予め公告して、一定の日における最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主又は登録投資口質権者をもって、その権利を行使すべき者としてすることができる。

現 行 規 約	変 更 案
<p>第16条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p>第17条（執行役員及び監督役員の員数並びに役員会の構成） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は3名以内（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員は役員会を構成する。</p> <p>第18条（執行役員及び監督役員の選任及び任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 執行役員及び監督役員は、投資主総会の決議をもって選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる執行役員及び監督役員はこの限りでない。 2. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。ただし、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 <p>第19条（執行役員及び監督役員の報酬の支払基準） 本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (記載省略) (2) (記載省略) 	<p>第17条（投資主総会議事録） 投資主総会に関する議事については、議長が議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項を記載した議事録を作成する。なお、作成した議事録は10年間に、本投資法人の本店に備え置く。</p> <p>第18条（投資主総会運営規則） 投資主総会に関する事項については、法令及び本規約に定めるもののほか、役員会において定める投資主総会運営規則による。</p> <p>第19条（役員の員数並びに役員会の構成） 本投資法人の執行役員は2名以内、監督役員は4名以内（ただし、執行役員の数に1を加えた数以上とする。）とし、執行役員と監督役員（以下「役員」と総称する。）は役員会を構成する。</p> <p>第20条（役員の選任及び任期）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 役員は、投資主総会の決議によって選任する。 2. 役員の任期は、選任後2年以内とする。ただし、補欠又は増員のために選任された役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とする。 <p>第21条（役員の報酬の支払基準） 本投資法人の役員の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) (現行どおり) (2) (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
<p>第20条（<u>執行役員及び監督役員</u>の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、<u>執行役員又は監督役員</u>による法令又は規約に違反する行為に関する責任について、当該<u>執行役員又は監督役員</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該<u>執行役員又は監督役員</u>の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>賠償の責めに任ずべき額から以下に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>役員会の決議の日の属する営業期間（第31条にいう営業期間をいう。以下同じ。）又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行上の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益（第2号に定めるものを除く。）の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額</u></p> <p>(2) <u>当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に4を乗じた額とのいずれか低い額</u></p> <p>第21条（招集及び議長）</p> <p>1. (記載省略)</p>	<p>第22条（<u>役員</u>の賠償責任の免除）</p> <p>本投資法人は、<u>役員</u>の投信法第115条の6第1項の責任について、当該<u>役員</u>が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該<u>役員</u>の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、<u>法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>第23条（招集及び議長）</p> <p>1. (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>2. 役員会の招集通知は、<u>会日の3日前</u>までに、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>執行役員及び監督役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p> <p>第22条（決議） （記載省略）</p> <p>第23条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。</p> <p>第24条（役員会規則） （記載省略）</p> <p>第25条（会計監査人の選任） 会計監査人は、<u>投資主総会において選任する。ただし、法令の規定により、設立の際に選任されたものとみなされる会計監査人はこの限りでない。</u></p> <p>第26条（会計監査人の任期） （記載省略）</p> <p>第27条（会計監査人の報酬の支払基準） （記載省略） （新設）</p>	<p>2. 役員会の招集通知は、<u>役員会の日</u>の3日前までに、<u>役員</u>の全員に対して発するものとする。ただし、<u>役員</u>の全員の同意を得て、招集期間を短縮し、又は招集手続を省略することができる。</p> <p>第24条（決議） （現行どおり）</p> <p>第25条（役員会議事録） 役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果<u>並びにその他法令に定める事項</u>を記載した議事録を作成し、出席した<u>役員</u>が、これに署名又は記名押印する。<u>なお、作成した議事録は10年間、本投資法人の本店に備え置く。</u></p> <p>第26条（役員会規則） （現行どおり）</p> <p>第27条（会計監査人の選任） 会計監査人は、<u>投資主総会の決議によって</u>選任する。</p> <p>第28条（会計監査人の任期） （現行どおり）</p> <p>第29条（会計監査人の報酬の支払基準） （現行どおり）</p> <p><u>第30条（会計監査人の賠償責任の免除）</u> <u>本投資法人は、会計監査人の投信法第115条の6第1項の責任について、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該会計監査人の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第28条（資産運用の対象及び方針） （記載省略）</p> <p>第29条（資産評価の方法、基準及び基準日） （記載省略）</p> <p>第30条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） （記載省略）</p> <p>第31条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。<u>ただし、設立当初の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成17年10月末日までとする。</u></p> <p>第32条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>（1）利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法第136条第1項に定める利益の金額</u>（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金及び<u>評価差額金</u>の合計額（出資総額等）を控除した金額をいう。）とする。</p> <p>②（記載省略）</p>	<p>第31条（資産運用の対象及び方針） （現行どおり）</p> <p>第32条（資産評価の方法、基準及び基準日） （現行どおり）</p> <p>第33条（借入金及び投資法人債発行の限度額等） （現行どおり）</p> <p>第34条（営業期間及び決算期） 本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日まで（以下、営業期間の末日をそれぞれ「決算期」という。）とする。</p> <p>第35条（金銭の分配の方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。</p> <p>（1）利益の分配</p> <p>①投資主に分配する金銭の総額のうち、<u>投信法に定める利益の金額</u>（以下「分配可能金額」という。）は、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算される利益（決算期の貸借対照表上の資産合計額から負債合計額を控除した金額（純資産額）から出資総額、出資剰余金及び<u>評価・換算差額等</u>の合計額（出資総額等）を控除した金額をいう。）とする。</p> <p>②（現行どおり）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>社団法人投資信託協会</u>の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。また、<u>本投資法人は、営業期間中に新たに発行された投資口に関する金銭の分配金額について、役員会の決定により、日割りにより計算することができる。</u></p> <p>(4) (記載省略)</p> <p>(5) 投信協会規則 本投資法人は、第1号乃至第4号までのほか、金銭の分配にあたっては、<u>社団法人投資信託協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p> <p>第33条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬） (記載省略)</p>	<p>(2) 利益を超えた金銭の分配 本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の金額の100分の90に相当する金額に満たない場合、又は本投資法人が適切と判断した場合、<u>社団法人投資信託協会</u>（以下「投信協会」という。）の規則に定められる金額を限度として、本投資法人が決定した金額を、利益を超えた金銭として分配することができる。ただし、上記の場合において、金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。</p> <p>(3) 分配金の分配方法 本条に基づく分配は、金銭により行うものとし、原則として決算期から3か月以内に、決算期現在の最終の投資主名簿に記載又は記録のある投資主又は登録投資口質権者を対象に投資口の所有口数に応じて分配する。</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 投信協会規則 本投資法人は、第1号乃至第4号のほか、金銭の分配にあたっては、<u>投信協会</u>の定める規則等に従うものとする。</p> <p>第36条（投資信託委託業者に対する資産運用報酬） (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第34条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. （記載省略）</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第111条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。</p> <p>3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、<u>本投資法人の発行する投資口及び投資法人債の募集に関する事務、投資法人債の名義書換に関する事務、投資証券及び投資法人債の発行に関する事務及び投資法人債権者に関する事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）第124条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託会社に対し、当該各事務を委託することとする。</u></p> <p><u>第11章 成立時の投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者</u></p> <p><u>第35条（成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となるべき者の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要）</u> <u>本投資法人の成立時の資産運用を行う投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者の名称、住所並びに締結すべき契約の概要は、本規約の一部を構成する別紙4に定めるとおりとする。</u></p>	<p>第37条（業務及び事務の委託）</p> <p>1. （現行どおり）</p> <p>2. 本投資法人は、資産の運用及び保管に係る業務以外の業務に係る事務であって、投信法第117条に定める事務（以下「一般事務」という。）については第三者に委託する。</p> <p>3. 本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務、<u>投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務、投資法人債券の発行に関する事務及び投資法人債権者に関する事務（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）以下「投信法施行規則」という。）第169条第2項第4号及び第5号に定める各事務のことをいう。）は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。</u></p> <p>（削除）</p> <p>（削除）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p style="text-align: center;">第12章 附則</p> <p><u>第36条（設立企画人）</u> <u>本投資法人の設立企画人の名称及び住所は以下のとおりである。</u> <u>名称：ケネディクス・リート・マネジメン</u> <u>ト株式会社</u> <u>住所：東京都千代田区丸の内二丁目6番2</u> <u>号</u></p> <p><u>第37条（設立企画人報酬）</u> <u>設立企画人は、本投資法人の設立に係る成立までの役務に対する報酬として5,000万円を受領する。</u></p> <p><u>第38条（投資法人の負担に帰すべき設立費用並びにその内容及び金額）</u> <u>本投資法人の負担に帰すべき設立費用は、本投資法人の設立に係る専門家（弁護士、公認会計士及び税理士等を含む。）に対する報酬及びその他設立のための事務に必要な費用（設立登記の登録免許税、創立総会に関する費用、投信法第187条に規定する登録のために支出した費用及び投資証券の作成印刷費等を含む。）とし、その金額は5,000万円を上限とする。</u></p> <p><u>第39条（消費税及び地方消費税）</u> （記載省略）</p> <p><u>第40条（設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数）</u> <u>本投資法人の設立の際に発行する投資口の発行価額は1口当たり50万円とし、発行口数は400口とする。</u> （新設）</p>	<p style="text-align: center;">第11章 附則</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p style="text-align: center;">（削除）</p> <p><u>第38条（消費税及び地方消費税）</u> （現行どおり） （削除）</p> <p><u>第39条（短期投資法人債）</u> <u>証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）第5条の規定の施行の日において第33条第1項中「投資法人債」の次に「（短期投資法人債を含む。以下本条において同じ。）」を加える。</u></p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(別紙1)</p> <p>資産運用の対象及び方針</p> <p>資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 不動産等とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(4) 不動産、土地の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第1号において定めるものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）</p> <p>(5) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権及び地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p>	<p><u>第40条（本店移転）</u></p> <p><u>第3条</u>については、役員会が決議する本店移転日に効力を生ずるものとする。なお、本附則は効力発生日後にこれを削除する。</p> <p>(別紙1)</p> <p>資産運用の対象及び方針</p> <p>資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 不動産等とは、次の各号に掲げる資産をいう。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) 地役権</p> <p>(5) 不動産、土地の賃借権、<u>地上権又は地役権</u>を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と合わせて信託する包括信託を含むが、有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含む。以下「投信法施行令」という。）第3条第1号に規定するものをいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）</p> <p>(6) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、<u>地上権又は地役権</u>に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(6) 当事者の一方が相手方の行う上記第1号乃至第5号までに掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(7) (記載省略)</p> <p>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする、次に掲げる各資産をいう。</p> <p>(1) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に定める優先出資証券をいう。）</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第12項に定める受益証券をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第22項に定める投資証券をいう。）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に定める特定目的信託の受益証券（前項第4号、第5号又は第7号に規定する資産に投資するものを除く。）をいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券の他、次に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (記載省略)</p> <p>(2) (記載省略)</p>	<p>(7) 当事者の一方が相手方の行う上記前各号に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約に係る出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」という。）</p> <p>(8) (現行どおり)</p> <p>3. 不動産対応証券とは、裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする、次の各号に掲げる資産をいう。</p> <p>(1) 優先出資証券（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号。その後の改正を含む。以下「資産流動化法」という。）第2条第9項に規定する優先出資証券をいう。）</p> <p>(2) 受益証券（投信法第2条第12項に規定する受益証券をいう。）</p> <p>(3) 投資証券（投信法第2条第22項に規定する投資証券をいう。）</p> <p>(4) 特定目的信託の受益証券（資産流動化法第2条第15項に規定する特定目的信託の受益証券（前項第5号、第6号又は第8号に規定する資産に投資するものを除く。）をいう。）</p> <p>4. 本投資法人は、前2項に掲げる不動産等及び不動産対応証券のほか、次の各号に掲げる特定資産に投資することができる。</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p>

現 行 規 約	変 更 案
(3) (記載省略)	(3) (現行どおり)
(4) (記載省略)	(4) (現行どおり)
(5) 金銭債権（投信法施行令第3条第11号に <u>定めるもの。</u> ）	(5) 金銭債権（投信法施行令第3条第11号に <u>規定するもの。</u> ）
(6) 信託財産を第1号乃至第5号に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）	(6) 信託財産を <u>前各号</u> に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）
(7) 金融先物取引等に係る権利（投信法施行令第3条第13号に <u>定めるもの</u> をいう。）	(7) 金融先物取引等に係る権利（投信法施行令第3条第13号に <u>規定するもの</u> をいう。）
(8) 金融デリバティブ取引に <u>関する</u> 権利（投信法施行令第3条第14号に <u>定めるもの</u> をいう。）	(8) 金融デリバティブ取引に <u>係る</u> 権利（投信法施行令第3条第14号に <u>規定するもの</u> をいう。）
5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、 <u>以下</u> に掲げる資産に投資することができる。	5. 本投資法人は、第2項乃至第4項に定める特定資産のほか、不動産等への投資にあたり必要がある場合には、 <u>次の各号</u> に掲げる資産に投資することができる。
(1) 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権（ <u>不動産等への投資に付随するものに限る。</u> ）	(1) 商標法（昭和34年法律第127号。その後の改正を含む。）に規定する商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権
(2) 温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に <u>定める</u> 温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備	(2) 温泉法（昭和23年法律第125号。その後の改正を含む。）第2条第1項に規定する温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備
(新設)	(3) <u>著作権法（昭和45年法律第48号。その後の改正を含む。）に基づく著作権等</u>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(新設)</p> <p>(4) <u>株式（本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随する場合に取得する当該不動産の管理会社等の株式に限る。）</u></p>	<p>(4) <u>民法（明治29年法律第89号。その後の改正を含む。以下「民法」という。）第667条に規定する組合（不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権等を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理等を目的としたものに限る。）の出資持分</u></p> <p>(5) <u>民法に規定する動産</u></p> <p>(6) <u>株式（本投資法人が主たる投資対象とする特定資産への投資に付随する場合に取得する当該不動産の管理会社等の株式に限る。）</u></p> <p>(7) <u>不動産等及び不動産対応証券への投資に付随して取得するその他の権利</u></p> <p>(8) <u>信託財産を前各号に掲げるものに対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（有価証券に該当するものを除く。）</u></p> <p>(9) <u>資産流動化法第2条第6項に規定する特定出資</u> (削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>投資制限</p> <p>1. (記載省略)</p> <p>2. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲」第4項第7号に掲げる金融先物取引に関する権利及び第8号に掲げる金融デリバティブ取引に関する権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (記載省略)</p> <p>4. (記載省略)</p> <p>(別紙2)</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p><u>資産評価の方法、基準及び基準日</u></p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) <u>不動産、不動産の賃借権及び地上権</u></p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が正当な事由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、他の算定方法に変更することができるものとする。</p>	<p>投資制限</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. 本投資法人は、上記「資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲」第4項第7号に掲げる金融先物取引に係る権利及び第8号に掲げる金融デリバティブ取引に係る権利への投資を、本投資法人に係る負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的としてのみ行うものとする。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>(別紙2)</p> <p>資産評価の方法、基準及び基準日</p> <p>(削除)</p> <p>1. 本投資法人の資産評価の方法及び基準は、次のとおり投資対象資産の種類毎に定める。</p> <p>(1) <u>不動産、不動産の賃借権、地上権及び地役権</u></p> <p>取得価額から減価償却累計額を控除した価額により評価する。なお、建物及び設備等についての減価償却額の算定方法は定額法による。ただし、本投資法人が採用する算定方法が正当な事由により適当ではないと判断する場合でかつ投資者保護上、問題ないと合理的に判断できる場合には、他の算定方法に変更することができるものとする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 不動産、土地の賃借権及び地上権を信託する信託の受益権 信託財産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分匿名組合出資持分の構成資産が第1号乃至第3号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これら合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(2) 不動産、土地の賃借権、地上権又は地役権を信託する信託の受益権 信託財産が前号に掲げる資産の場合は、前号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(3) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権、地上権又は地役権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産の構成資産が第1号に掲げる資産の場合は、第1号に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(4) 不動産に関する匿名組合出資持分匿名組合出資持分の構成資産が前各号に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これら合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について第4号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 及び(7) (記載省略)</p> <p>(8) 金融先物取引に関する権利及び金融デリバティブ取引に関する権利 ①及び② (記載省略) (新設)</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、第1号乃至第8号及び第10号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>	<p>(5) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権 信託財産である匿名組合出資持分について前号に従った評価を行い、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>(6) 及び(7) (現行どおり)</p> <p>(8) 金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利 ①及び② (現行どおり) ③上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。</p> <p>(9) 金銭の信託の受益権 投資運用する資産に応じて、前各号及び次号に定める当該投資資産の評価方法に従い評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(10) その他 上記に定めがない場合は、<u>投信法、<u>社団法人投資信託協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額</u>又は一般に公正妥当と認められる<u>会計基準</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) <u>不動産、不動産の賃借権及び地上権</u> (記載省略)</p> <p>(2) <u>不動産、不動産の賃借権及び地上権</u>を信託する信託の<u>受益権並びに</u>不動産に関する匿名組合出資持分信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が<u>第1号</u>に掲げる資産については<u>第1号</u>に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>基準</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、<u>第31条</u>に定める各決算期とする。ただし、別紙1（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）第3項及び第4項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p>	<p>(10) その他 上記に定めがない場合は、<u>投信法、<u>投信協会</u>の評価規則に準じて付されるべき評価額</u>又は一般に公正妥当と認められる<u>会計の慣行</u>により付されるべき評価額をもって評価する。</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。</p> <p>(1) <u>不動産、不動産の賃借権、<u>地上権</u>及び地役権</u> (現行どおり)</p> <p>(2) <u>不動産、不動産の賃借権、<u>地上権</u>又は地役権</u>を信託する信託の<u>受益権及び</u>不動産に関する匿名組合出資持分 信託財産又は匿名組合出資持分の構成資産が<u>前号</u>に掲げる資産については<u>前号</u>に従った評価を、金融資産については一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託の受益権の持分相当額を算定した価額により評価する。</p> <p>3. 本投資法人の資産評価の基準日は、<u>第34条</u>に定める各決算期とする。ただし、別紙1（資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲）第3項及び第4項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とする。</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(別紙3) 投資信託委託業者に対する資産運用報酬</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>総資産額に0.15%を乗じた金額(1円単位未満切捨て)を運用報酬 I とする。「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とする。</p> <p>運用報酬 I の支払期日は、当該営業期間内とする。</p> <p><u>上記にかかわらず、本投資法人の第1期の営業期間に限り、第1期に取得した特定資産の取得価額(ただし、消費税及び地方消費税並びに取得に伴う費用を除く。)に年率0.3%(注)を乗じた額の合計額とし、第1期の営業期間に係る決算期後1か月以内に運用会社に対して支払うものとする。</u></p> <p><u>(注) 1年を365日として、本投資法人が特定資産を取得した日(同日を含む。)から、第1期決算期(同日を含む。)までの実日数による日割計算(1円単位未満切捨て)</u></p>	<p>(別紙3) 投資信託委託業者に対する資産運用報酬</p> <p>(1) 運用報酬 I</p> <p>総資産額に0.15%を乗じた金額(1円未満切捨て)を運用報酬 I とする。「総資産額」とは、本投資法人の当該営業期間初日の直前の本投資法人の決算期における貸借対照表(投信法第131条第1項の承認を受けたものに限る。)に記載された総資産額とする。</p> <p>運用報酬 I の支払期日は、当該営業期間内とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 規 約	変 更 案
<p>(2) 運用報酬Ⅱ 決算期毎に算定される分配可能金額に3.0%を乗じた金額（<u>円単位未満切捨て</u>）を運用報酬Ⅱとする。「分配可能金額」とは、<u>日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準</u>に準拠して計算される運用報酬Ⅱ控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</p> <p>運用報酬Ⅱの支払期日は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（<u>投信法第129条に定める計算書類等</u>をいう。）を承認後1か月以内とする。</p> <p>(3) (記載省略)</p> <p>(4) (記載省略)</p> <p><u>(別紙4)</u> <u>成立時の資産の運用を行う投資信託委託業者、一般事務受託者及び資産保管会社</u> (記載省略)</p>	<p>(2) 運用報酬Ⅱ 決算期毎に算定される分配可能金額に3.0%を乗じた金額（<u>1円未満切捨て</u>）を運用報酬Ⅱとする。「分配可能金額」とは、一般に公正妥当と認められる企業会計の<u>慣行</u>に準拠して計算される運用報酬Ⅱ控除前の税引前当期純利益に繰越欠損金があるときはその金額を補填した後の金額とする。</p> <p>運用報酬Ⅱの支払期日は、役員会で当該営業期間に係る計算書類等（<u>投信法第129条に定める計算書類等</u>をいう。）を承認後1か月以内とする。</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり) (削除)</p>

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員宮島大祐は、平成19年5月6日をもって任期満了となりますが、平成19年1月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成19年2月1日付で執行役員1名の選任をお願いするものです。

本議案において、執行役員の任期は、現行規約第18条第2項（変更案第20条第2項）の規定により、選任される平成19年2月1日より2年間とします。

なお、本議案は、平成18年12月11日開催の役員会において、当投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。また、当該執行役員候補者からは平成18年12月11日付で就任の承諾を得ています。

執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
宮 島 大 祐 (昭和37年4月17日)	昭和60年4月	三菱UFJ信託銀行株式会社（当時三菱信託銀行株式会社）入行
	平成4年4月	同行 ロスアンゼルス支店
	平成9年4月	株式会社宮島商会入社
	平成10年4月	ケネディクス株式会社（当時ケネディ・ウィルソン・ジャパン株式会社）入社 不動産投資アドバイザー部
	平成16年10月	ケネディクス・リート・マネジメント株式会社（当時ケイダブリュー・リート・マネジメント株式会社）出向 代表取締役就任
平成17年4月	同社 代表取締役（転籍）（現在に至る）	
平成17年5月	ケネディクス不動産投資法人 執行役員就任（現在に至る）	

1. 上記執行役員候補者は、当投資法人の投資口20口を保有しています。
2. 上記執行役員候補者は、当投資法人が資産運用委託契約を締結しているケネディクス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役です。投信法第13条に基づき平成17年4月18日付で金融庁長官より兼職の承認を得ています。

第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いするものです。

なお、本議案は、平成18年12月11日開催の役員会において、当投資法人の監督役員全員の同意によって提出された議案です。また、当該補欠執行役員候補者からは平成18年12月11日付で就任の承諾を得ています。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
野 崎 輝 男 (昭和19年9月25日)	昭和38年4月 昭和59年8月 昭和63年1月 平成9年4月 平成16年1月 平成17年1月	三菱商事株式会社入社 米国三菱商事会社本店運輸保険部保険課長 三菱商事株式会社 保険部 株式会社エム・シーインシュアランスセンター 出向 同社 執行役員就任 ケネディクス・リート・マネジメント株式会社入社 業務管理部長（現在に至る）

1. 上記補欠執行役員候補者は、当投資法人の投資口を3口保有しています。
2. 上記補欠執行役員候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員児玉公男及び鳥羽史郎は、平成19年5月6日をもって任期満了となりますが、平成19年1月31日をもって一旦辞任したい旨の申出があったため、あらためて平成19年2月1日付で監督役員2名の選任をお願いするものです。

本議案において、監督役員の任期は、現行規約第18条第2項（変更案第20条第2項）の規定により、選任される平成19年2月1日より2年間とします。

投信法及び現行規約第17条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の数に1を加えた数以上であることが必要とされています。

なお、当該監督役員候補者からは平成18年12月11日付で就任の承諾を得ています。

監督役員候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	主 要 略 歴	
1	児玉 公男 (昭和12年1月24日)	昭和38年4月 昭和41年4月 平成9年7月 平成10年4月 平成17年5月	弁護士登録（第一東京弁護士会） 半蔵門総合法律事務所（当時東和法律事務所）開設（現在に至る） 学校法人共立女子学園 理事（現在に至る） 財団法人公庫住宅融資保証協会 理事（現在に至る） ケネディクス不動産投資法人 監督役員就任（現在に至る）
2	鳥羽 史郎 (昭和42年3月21日)	平成元年10月 平成5年3月 平成9年1月 平成14年5月 平成16年4月 平成17年1月 平成17年3月 平成17年5月 平成17年10月	みずぎ監査法人（当時中央新光監査法人） 公認会計士登録 鳥羽公認会計士事務所開設（現在に至る） 税理士登録 株式会社マジスティック 取締役就任（現在に至る） 株式会社さみのり会計 代表取締役就任（現在に至る） 株式会社BTKソリューション 取締役就任（現在に至る） ケネディクス不動産投資法人 監督役員就任（現在に至る） 株式会社MACC 取締役就任（現在に至る）

1. 上記監督役員候補者は、いずれも当投資法人の投資口を保有していません。
2. 上記監督役員候補者と当投資法人の間には、特別の利害関係はありません。

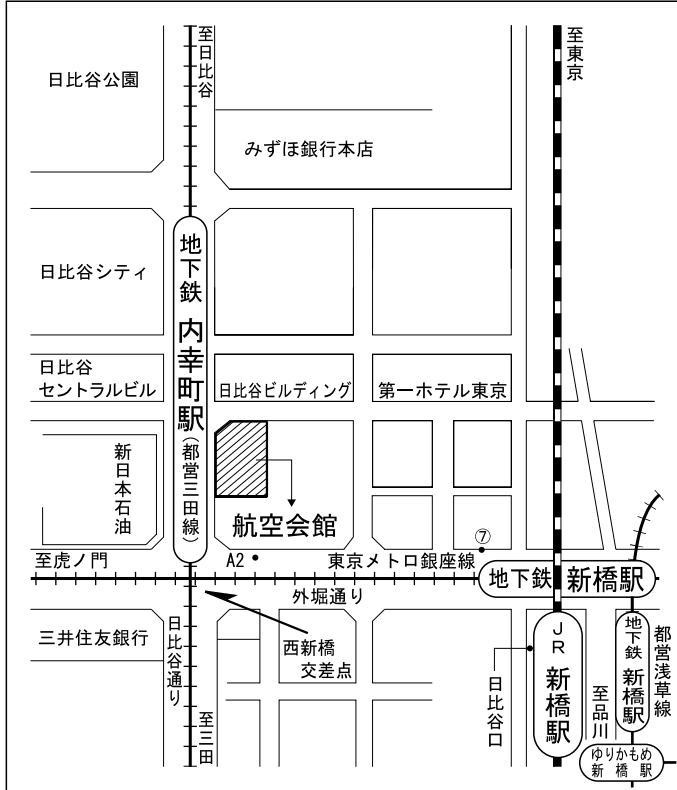
参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条（変更案第15条）に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

以 上

投資主総会会場ご案内略図

【会場】 航空会館 5階会議室 電話番号 03-3501-1272(代)
(東京都港区新橋一丁目18番1号)



【交通】

- | | | |
|-----------------|------|-------|
| J R : 新橋駅 | 日比谷口 | 徒歩 5分 |
| 地下鉄 : 都営三田線内幸町駅 | A2出口 | 〃 1分 |
| 東京メトロ銀座線新橋駅 | ⑦出口 | 〃 5分 |
| 都営浅草線新橋駅 | ⑦出口 | 〃 5分 |

航空会館には時間貸し駐車場はございません。